

政治団体の手引

令和 6 年12月

宮城県選挙管理委員会

政治團體の主要政黨

●必要 ○場合によっては必要

[illegible]

(注) 寄附金控除適用を「有」から「無」にする異動届を提出する際に、既に国会議員の公職の候補者(候補者となろうとする者を含む。)から平成19年法改正前に被推薦書が提出されている団体(「寄附金控除適用の異動に係る公職者からの通知」の提出を要する。)

(注2) 政党支部の異動で「政党の状況等に関する届」が必要になるのは、「政治団体の名称」の異動の場合です。

(注3) 政党支部の異動で「支部証明書」が必要になるのは、「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」の異動の場合です。

注2

注3

目 次

〔政治資金規正法〕

1	政治資金規正法の意義	1
2	政治団体の種類	1
(1)	政治団体	1
(2)	政治活動を行う団体	1
(3)	政党	2
(4)	政治団体とみなされる団体	2
(5)	政治団体の支部	2
(6)	特定パーティー開催団体	2
3	資金管理団体とは、どんな団体をいうのですか。	3
4	資金管理団体を指定すると、どのような「メリット」がありますか。	3
5	資金管理団体には、どのような制限がありますか。	3
6	国会議員関係政治団体には、どのような政治団体が該当しますか。	4
7	国会議員関係政治団体には、どのような特例がありますか。	4

〔政治団体の各種届出〕

1	政治団体を設立するには、どのようにするのですか。	5
(1)	政治団体設立届	5
(2)	添付書類	5
2	政治団体の所管	6
3	政治団体の役員に何か制限がありますか。また、綱領・規約等とはどんなものをいいますか。	6
4	政治団体設立届を届け出た後、提出が必要な書類にはどのようなものがありますか。	7
5	届け出た内容に異動があった場合や団体が解散した時は、どのような手続きが必要ですか。	8
(1)	届出事項等の異動届	8
(2)	政治団体解散届	8
(3)	政治団体として届出がない団体とされるとき（法第17条第2項適用団体）	8
6	資金管理団体の手続きは、どのようにしますか。	8
(1)	資金管理団体指定届	9
(2)	資金管理団体届出事項の異動届	9
(3)	資金管理団体指定取消届	9
(4)	資金管理団体でなくなった旨の届	9
7	活動区域の変更や事務所を他県に移転した場合、どのような手続きが必要ですか。	9
(1)	活動区域の変更	9
(2)	主たる事務所の所在地の異動	10
8	届出先及び届出期限等	10
(1)	届出先	10
(2)	届出期限	10
(3)	届出様式	11
(4)	届出先及びお問い合わせ先	11
9	政治団体の設立・異動・解散等の手続き	12

〔国会議員関係政治団体〕

1	国会議員関係政治団体の制度のねらい	13
2	国会議員関係政治団体の範囲	13
3	国会議員関係政治団体の義務	13
	(1) 登録政治資金監査人による政治資金監査	13
	(2) 全ての支出の領収書等の徴収・保存	13
	(3) 収支報告書への明細の記載等	14
	(4) 全ての支出を原則公開	14
4	国会議員関係政治団体の届出	14
	(1) 国会議員関係政治団体の新規設立	14
	(2) 国会議員関係政治団体の届出事項の異動（既存団体）	14
	(3) 国会議員関係政治団体の解散	15

〔政治団体各種届出様式〕

1	政治団体設立届	16
2	添付書類（「規約等」の例）	19
3	被推薦書	20
4	届出事項等の異動届	22
5	政治団体解散届	26
6	資金管理団体指定届	28
7	資金管理団体届出事項の異動届	31
8	資金管理団体指定取消届	34
9	資金管理団体でなくなった旨の届	37
10	政党の状況等に関する届	40
11	支部証明書	41
12	国会議員関係政治団体に該当する旨の通知	42
13	国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知	43
14	課税上の優遇措置の適用の異動に関する通知	44
15	国会議員氏名届	45
16	特定パーティー開催計画書	46
17	委任状（参考様式）	47

〔政治団体の会計経理〕

1	会計責任者の職務	49
	(1) 会計帳簿の備え付けと記載	49
	(2) 支出の明細書、あっせんに係る寄附の明細書の受領又は請求	49
	(3) 領収書等の徴収	49
	(4) 会計帳簿等の保存	49
2	会計帳簿の記載事項及び記載要領	50
	(1) 収入簿（別紙様式1）	50
	(2) 支出簿（別紙様式2）	52
	(3) 運用簿（別紙様式3）	54

〔個人献金に対する課税上の優遇措置〕	62
--------------------	----

〔収支報告書〕

1	収支報告書の種類	69
2	提出期限	69
3	提出先	69
4	収支報告書の記載事項	69
(1)	収 入	69
(2)	支 出	72
(3)	資産等	74
5	収支報告書提出の際の添付書類	75
(1)	宣誓書	75
(2)	領収書等の写し	75
(3)	監査意見書	76
(4)	政治資金監査報告書	76
6	公職の候補者等の選挙運動費用	76
7	収支報告書の閲覧・写しの交付	76
8	政治団体の区分による収支報告書の明細の記載等について	77

〔収支報告書の記載要領〕

記載する際の注意事項	78
・ 様式その1（表紙）	79
・ 様式その2（収支の状況）	81
・ 様式その3（機関紙誌の発行その他の事業による収入）	82
・ 様式その4（借入金）	83
・ 様式その5（本部又は支部から供与された交付金に係る収入）	84
・ 様式その6（その他の収入）	85
・ 様式その7（寄附の内訳）	86
・ 様式その8（寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳）	89
・ 様式その9（政党匿名寄附の内訳）	90
・ 様式その10（機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳）	91
・ 様式その11（政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳）	92
・ 様式その12（政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払いのあつせんによるものの内訳）	93
・ 様式その13（支出項目別金額の内訳）	94
・ 様式その14（経常経費（人件費を除く。）の内訳）	96
・ 様式その15（政治活動費の内訳）	98
・ 様式その16（本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳）	108
・ 様式その17（資産等の状況）	109
・ 様式その18（資産等の項目別内訳）	110
・ 様式その19（不動産の利用の現況）	118
・ 収支報告書提出の際の添付書類（再掲）	121
・ 様式その20（宣誓書）	121
・ 第15号様式（領収書等を徴し難かった支出の明細書）	122
・ 第16号様式（振込明細書に係る支出目的書）	123

〔政治資金パーティー〕

1	政治資金パーティーとは、どんなものをいうのですか。-----	124
2	政治資金パーティーは、誰でも開催できますか。-----	124
3	特定パーティーとは、どんなパーティーをいうのですか。-----	124
4	政治資金パーティーに何か規制はありますか。-----	125
	(1) 量的制限（個別制限）と公開基準 -----	125
	(2) 告知義務 -----	125
	(3) その他の規制 -----	125
	(4) 政治資金パーティーを開催した者の寄附の制限 -----	126
5	政治団体以外の者が特定パーティーを開催するときは、どのような手続きが必要ですか。-----	126
	(1) 設立届 -----	126
	(2) 異動届及び解散 -----	126
	【参考】政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の流れ -----	127

〔寄附の制限〕

1	政治資金規正法でいう寄附とは、どのようなものをいいますか。-----	128
2	政治資金規正法では、どのような寄附を規制していますか。-----	128
	(1) 寄附の規制の対象 -----	128
	(2) 制限される寄附の種類 -----	128
3	寄附は、具体的にどのように制限されていますか。-----	129
	(1) 総枠制限 -----	129
	(2) 個別制限 -----	130
	(3) 総枠制限及び個別制限のないもの -----	131
4	どんな寄附が禁止されますか。-----	132
	(1) 誰もがしてはならない寄附 -----	132
	(2) 会社・労働組合・その他の団体がしてはならない寄附 -----	132
	(3) 政治家がしてはならない寄附 -----	134
	(4) 後援団体がしてはならない寄附 -----	136
	(5) その他に禁止されること -----	136
	(6) 寄附の制限に適用される罰則 -----	138

〔罰 則〕 -----140

この「政治団体の手引」で頻用している主な法律とその引用例

政治資金規正法・・・・・・法
政治資金規正法施行令・・・・施行令
政治資金規正法施行規則・・・・施行規則
公職選挙法・・・・・・公選法
公職選挙法施行令・・・・・・公選令
政党助成法・・・・・・助成法
租税特別措置法・・・・・・措置法

〈凡例〉法3条①1号・・・・政治資金規正法第3条第1項第1号

〔政治資金規正法〕

1 政治資金規正法の意義

政治資金規正法（以下「法」という。）は、政治活動の担い手としてきわめて重要な機能を果たしている政党、政治団体及び政治家の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保することを目的としており、政党や政治団体の設立の届出など一定の届出義務を課すとともに、政治資金の収支の状況を国民の前に公開し、さらに政治資金の授受について量的にも制限を設ける等、種々の措置を講じています。

2 政治団体の種類

政治団体とは、一般的に政治活動を行う団体をいいますが、政治資金規正法においては、政治活動を主たる目的としている団体を「政治団体」と定義しており、ある一時期に政治活動を行っている団体（「政治活動を行う団体」）とは区別されています。以下、政治団体とはこの前者の団体のことを指します。

(1) 政治団体

政治団体とは、次の団体をいいます。

- ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。（いわゆる「主義主張の団体」）
- ② 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体。
（いわゆる「後援団体（後援会）」）
- ③ 上記①及び②以外の団体で、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又はこれに反対すること」や「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」を主たる活動として、組織的かつ継続的に行う団体。

このように、本来の政治団体として、①から③までの3種類の団体が規定されていますが、これらは、綱領、規約等に記載された団体の目的により区別されるものとされています。

(2) 政治活動を行う団体

本来、政治活動以外の目的を持ち、あるとき「一時的に政治活動を行っている団体」をいいます。例えば、労働組合は、労働組合法の適用を受ける団体ですが、あるときには政治活動を行っています。このような団体は、政治団体とはなりません。

なお、このような団体が、政治活動を主たる目的として活動するようになった場合には政治団体設立の届出が必要であり、この場合、労働組合法は適用されなくなります。ただし、法の対象外となっている団体であっても、公選法でいう「政治活動を行う団体」に含まれ、一定の選挙の選挙期間中の政治活動が制限されますので、注意が必要です。

(3) 政 党

政党とは、上記(1)で述べた政治団体のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいいます。

- ① 所属の国会議員を5人以上有するもの。
- ② 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選挙又は比例代表選挙、前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選挙又は比例代表選挙のいずれかの全国を通じた得票数が2%以上であるもの。

(4) 政治団体とみなされる団体

① 政策研究団体

政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの。又はその主要な構成員が国会議員であるものをいいます。

② 政治資金団体

政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が当該政党の政治資金団体となるべきものとして指定し、その旨を総務大臣に届け出たものをいいます。ただし、政治資金団体として指定できるのは、各政党一団体に限られます。

(5) 政治団体の支部

政治団体が支部として次のような要件を備えた場合、届け出ることによって「独立した政治団体」として取り扱われます。

- ① 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従関係にあること。
- ② 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。
- ③ 会計について、一定の範囲内で金銭等の授受を行える状況にあること。

政治団体が支部を有する場合には、原則として本部及び支部はそれぞれ別の団体とみなされます。従って、本部及び支部はそれぞれ別々に設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等の手続きが必要となります。ただし、政治活動に関する寄附についての規定は適用されず、本部及び支部を通じて一つの政治団体とされますので、寄附の授受の制限については注意が必要です。

※①から③までの要件を満たさない下部組織（会計上、独立していないもの及び単なる連絡事務所的なもの）や支部として届出のない組織は、「政治団体の支部」とはなりません。

従って、この下部組織（例えば青年部、婦人部等）の行った収入及び支出は上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は、上部組織、下部組織を合わせた分を上部組織である政治団体の会計責任者が作成し、報告することになります。

(6) 特定パーティー開催団体

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければならないと規定されており、この他に政治資金パーティーの開催等に関する届出について、特別の規定はありません。

しかし、政治団体以外の者が特定パーティー（パーティー収入が1,000万円以上）になる

と見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから、政治団体とみなされ、事前に「政治団体設立届」が必要となります。この団体を「特定パーティー開催団体」といいます。

なお、政治資金パーティーを政治団体以外の者（特定パーティー開催団体を含む。）が開催し、残額を寄附するときには、政治団体とはみなされず、寄附の禁止や量的制限等の規制を受けます。

3 資金管理団体とは、どんな団体をいうのですか。

政治家（公職にある者、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者）のために、政治資金の拠出を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体で、その団体の代表者は政治家自身であることが必要であり、政治家一人につき一団体を指定することができます。

従って、政治家が資金管理団体を指定するには、自らが代表者となる政治団体を設立するか、又はすでにある政治団体の代表者を政治家自身に変更（届出事項等の異動届が必要）し、その団体を指定することになります。また、政治団体としての各種の届出の他に、資金管理団体としての届出も必要となります。

4 資金管理団体を指定すると、どのような「メリット」がありますか。

政治家が資金管理団体を指定する「メリット」は、次のようなものが考えられます。

- (1) 政治家が、政治家である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附という。）については、寄附の量的制限（総枠制限、個別制限）が適用されません。
- (2) 政治家が、自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（自己資金による寄附）については、寄附の量的制限のうち個別制限（年間150万円）に関する規定が適用されないものとし、個人による寄附の総枠制限（B枠：1,000万円）の範囲内において寄附することができます。
- (3) 政治家は、選挙前一定期間（任期満了の日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間、解散の日の翌日から当該選挙の期日までの間及び当該選挙を行うべき事由を生じた旨の告示（事由発生告示）をした日の翌日から当該選挙の期日までの間）、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、自らの資金管理団体に対してする寄附は、一定期間であっても寄附ができます。

5 資金管理団体には、どのような制限がありますか。

資金管理団体は土地、建物、建物を所有することを目的とする地上権及び土地の賃借権を取得し、保有することはできません。

なお、平成19年8月5日以前に取得した土地、建物等については、不動産の利用の現況を収支報告書（様式その19「3 不動産の利用の現況」）に記載し、報告しなければなりません。

6 国会議員関係政治団体には、どのような政治団体が該当しますか。

(1) 国会議員関係政治団体には、次の政治団体が該当します。

① 国会議員に係る公職の候補者が、代表者である政治団体（1号団体）。

② 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）。

なお、政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、①の1号団体とみなされます。

③ 政策研究団体（3号団体）。

※ 政策研究団体は令和7年10月1日以降、国会議員関係政治団体に該当します。

(2) ただし、政党や派閥などは国会議員関係政治団体から除かれています。

(3) なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

7 国会議員関係政治団体には、どのような特例がありますか。

(1) 国会議員関係政治団体に該当する場合は、該当する旨の届出が必要です。新たに設立する政治団体が国会議員関係政治団体に該当する場合は「設立届」に、既に設立されている政治団体が該当することとなった場合は「異動届」に、それぞれ該当する旨その他必要事項を記載し、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会に提出することとなります。

(2) 国会議員関係政治団体については、「収支報告書の適正の確保」と「収支報告書の透明性の向上」の観点から主に次のような義務等が課されています。また、収支報告書の提出期限も他の政治団体に比べ、2か月（解散に係る場合は30日）長くなります。

① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。

② 1件1万円超の支出（人件費以外）に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、その領収書等の写しを提出しなければなりません。

③ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ、登録政治資金監査人（注）による政治資金監査を受けなければなりません。

④ 1件1万円以下の支出（人件費以外）に係る領収書等（いわゆる「少額領収書等」）について政治資金規正法による情報公開制度の対象となります。

（注）登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士で、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録され、同委員会が行う研修を修了した者です。

〔政治団体の各種届出〕

1 政治団体を設立するには、どのようにするのですか。

(1) 政治団体設立届

政治団体を設立する場合は、その組織の日又は政治団体となった日から7日以内に、「政治団体設立届」（及び綱領、党則、規約等）を、郵送によることなく直接、県選挙管理委員会又は地方支局に届け出てください。

なお、政治団体の名称は、法第7条の2の規定により告示された政党又は政治資金団体の名称やこれらに類似する名称以外の名称でなければならないとされているので、届出をする際、政治団体の名称を決める場合には、既存の政党名や政党名に類似するか確認する必要があります。

注意：国会議員関係政治団体の設立手続きについては、14ページ以降も参照してください。

【届出事項】

- 名称 ●政治団体区分 ●国会議員関係政治団体区分（該当する場合のみ） ●目的
- 組織年月日 ●主たる事務所の所在地 ●主たる活動区域
- 代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の氏名・住所・生年月日・選任年月日
- 支部の有無
- 課税上の優遇措置の適用関係の有無

※注1 役員のうち「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、兼務できません。

（「代表者」と「会計責任者」、「代表者」と「会計責任者の職務代行者」は、兼務できます。）

- 2 政治団体の名称には、政党名を含んだ名称を使用することはできません。
- 3 単なるスローガンや文章等（例えば「みんなで協力しよう」）を用いている場合等、社会通念上名称と認められないものは、受理できません。
- 4 代表者等の氏名は、すべて本名（戸籍上の氏名）で届け出ることになりますので、通称やペンネームを使用することはできません。

(2) 添付書類

① 綱領、党則、規約等

設立届を提出する際には、「綱領、党則、規約等」その名称のいかんを問わず、政治団体の目的、組織、運営に関して定めたものを必ず添付してください。

なお、様式については、必ずしも決まっていますが、以下の事項は必ず定めてください。

- ア 名称及び所在地に関する規定
- イ 目的に関する規定
 - (7) 後援団体の場合は、被後援者の氏名を明記
 - (イ) 非後援団体の場合は、政治的目的であることがはっきりわかる内容
- ウ 会計年度に関する規定
- エ 規約の施行年月日に関する規定〔附則〕

② 被推薦書・国会議員関係政治団体に該当する旨の通知・国会議員氏名届

個人の寄附について、税の優遇措置を受けようとする政治団体は、「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」若しくは「国会議員氏名届」のいずれかを添付しなければなりません。（ただし、政党、政党の支部及び政治資金団体を除く。）

ア 被推薦書（20ページ）

都道府県議会議員及び知事、政令指定都市の議会議員及び長に係る公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体は、こちらを提出してください。

イ 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（42ページ）

国会議員に係る公職の候補者を推薦・支持することを本来の目的とする団体は、こちらを提出してください。

ウ 国会議員氏名届（45ページ）

国会議員が主宰する団体又はその主要な構成員が国会議員である団体については、こちらを提出してください。

※ア及びイについては、租税特別措置法第41条の18第4号に、ウについては、同第3号に該当する政治団体が対象となります。

※なお、政令指定都市以外の市町村の議会議員及び長は、税の優遇措置の対象となりません。

2 政治団体の所管

政治団体の「主たる活動区域」により、下記のとおり所管することとなります。

(1) 「全国団体」（主たる活動区域が「2以上の都道府県の区域等」とする団体）

・・・総務大臣（以下「全国団体」という。）

(2) 「県団体」（主たる活動区域が「宮城県内の区域」とする団体）

・・・県選挙管理委員会（以下「県団体」という。）

なお、政治団体の「主たる事務所の所在地」が宮城県内にある場合、「全国団体」及び「県団体」を問わず、すべて県選挙管理委員会又は地方支局へ届け出るようになります。

3 政治団体の役員に何か制限がありますか。また、綱領・規約等とはどんなものをいいますか。

政治団体の代表者等の役員や構成員の資格に関しての定めはありませんので、その団体の代表者に誰がなっても、当該団体内部の問題であり、他の法令で制限されない限り自由です。

他の法令によって政治活動が制限される者（例えば、公務員は、国家公務員法第102条や地方公務員法第36条で政治的行為が制限されます。）は、政党やその他の政治団体の結成に関与したり、これらの団体の役員になることはできません。

また、政治団体の役員や構成員になることが社会通念上問題となるような者、例えば刑事責任、意思能力、行為能力、労働基準法等の関係から、14歳未満の者、意思無能力者及び成年被後見人などが役員となることには問題があると思われます。

※18歳未満の場合は、選挙運動の制限にも留意する必要があります。

なお、届出の政治団体の代表者及び会計責任者に事故があったとき又は欠けたとき、その職務を代わって行う者（職務代行者という。）は、その氏名（通称名ではなく戸籍名）、住所（現住所）、生年月日等を届け出ます。

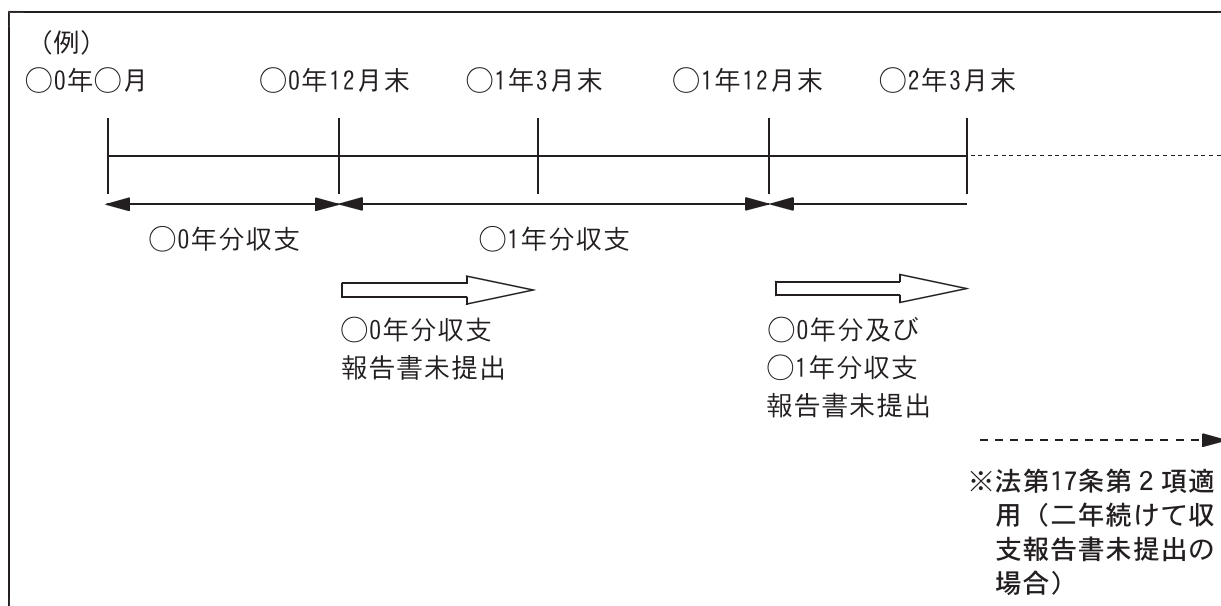
一方、政治団体として届出に添付されるものに「綱領、党則、規約等」があります。この「綱領、党則、規約等」は、名称のいかんを問わず、「政治団体の目的、組織、運営に関して定めたもの」をいいます。従って、「綱領、党則、規約等」は政治団体の基本ともいえるものですので、法第6条第2項により届出が義務付けられ、これが添付されないと「政治団体設立届」は受理されません。

4 政治団体設立届を届け出た後、提出が必要な書類にはどのようなものがありますか。

政治団体の会計責任者は、毎年3月31日までに、前年の収入、支出その他の事項を記載した報告書（「収支報告書」）を、県選挙管理委員会又は地方支局へ提出しなければなりません。（具体的な記載方法は78ページ以降を参照してください。）

この報告を2年間怠った団体は、期限を超過した日から政治団体としての届出をしていないものとみなされ、その日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても寄附を受けたり、支出をすることができなくなりますので注意してください。（法第17条第2項適用団体）

なお、国会議員関係団体の場合は、5月31日が提出期限となります。



5 届け出た内容に異動があった場合や団体が解散した時は、どのような手続きが必要ですか。

(1) 届出事項等の異動届

政治団体設立届により届け出た内容や、設立届出後に変更された内容に異動が生じたとき（例えばその政治団体の名称が変わった、代表者が替わった等）は、「届出事項等の異動届」を、その事実が生じた日の翌日から7日以内に、郵送によることなく直接、県選挙管理委員会又は地方支局へ届け出てください。

この場合、「政治団体設立届」に添付した書類（綱領・規約や被推薦書等）の内容に変更があった場合には、変更後の書類等もあわせて添付してください。

また、資金管理団体の指定を受けている政治団体の場合は、「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「公職の種類」に異動があった際、「資金管理団体届出事項の異動届」（及び宣誓書）も必要となります。

注意：国会議員関係政治団体の異動の手続きについては、14ページ以降も参照してください。

(2) 政治団体解散届

政治団体が解散したときや、目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、代表者及び会計責任者であった者は、その日から30日以内に「政治団体解散届」及びその解散の日までの「収支報告書」を、県選挙管理委員会又は地方支局へ届け出てください。

この際、収支報告書の宣誓書には、会計責任者に加えて、代表者の氏名の記載も必要になります。

（※政治団体の自然解散、自然消滅などは認められていませんので、政治団体として届出している団体が、政治活動をしなくなったときには、解散届の提出が必要となります。）

なお、政治団体の支部が解散したときは、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、本部が解散届を提出することができます。その場合に本部は、支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならず、支部の代表者及び会計責任者であった者は、解散した日から30日以内に収支報告書を提出しなければなりません。

注意：国会議員関係政治団体の解散手続きについては、15ページ以降も参照してください。

(3) 政治団体として届出がない団体とされるとき（法第17条第2項適用団体）

2年続けて収支報告書を提出しなかった団体が、再び政治活動のために寄附を受け、又は支出しようとするときには、一旦解散の手続きをとり、改めて設立の届出が必要となります。

なお、この解散手続きの際には、当年分を含めた、未提出となっているすべての収支報告書の提出が必要となります。

6 資金管理団体の手続きは、どのようにしますか。

資金管理団体は、政治家が自ら代表となっている政治団体のうちから、一つの政治団体をその政治家自身のために、政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したものをいいます。

従って、政治家が資金管理団体を指定するときは、自らが代表者となっている政治団体を設立（「政治団体設立届」を提出）するか、あるいはすでにある政治団体の代表者を変更（「届出事項等の異動届」を提出）した上で、指定することになります。

資金管理団体の手続きは、次の「資金管理団体指定届」、「資金管理団体届出事項の異動届」、「資金管理団体指定取消届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」があります。

(1) 資金管理団体指定届

政治家が資金管理団体を指定したときは、「資金管理団体指定届」（宣誓書）を提出します。

なお、指定できる団体は、政治団体の届出をしている団体のうち、政治団体の代表者が政治家自身となっている政治団体1つに限られます。また、政党を指定することはできません。

(2) 資金管理団体届出事項の異動届

資金管理団体の指定を受けている政治団体が、届け出ている政治家の公職の種類、選挙区、現職又は候補者等の別、政治団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者に異動を生じたときは、「資金管理団体届出事項の異動届」（宣誓書）を提出します。また、異動の内容によっては、政治団体の「届出事項等の異動届」等も併せて提出します。

(3) 資金管理団体指定取消届

資金管理団体の指定を取消し又は他の団体に変更したときは、「資金管理団体指定取消届」（宣誓書）を提出します。また、同時に資金管理団体の指定を受けている政治団体を解散したときは「政治団体解散届」等も併せて提出します。

(4) 資金管理団体でなくなった旨の届

政治家自身が死亡等により届出ができない場合は、政治団体の「届出事項等の異動届」により、代表者を変更し、新しい代表者が「資金管理団体でなくなった旨の届」（宣誓書）を「資金管理団体指定取消届」の代わりに提出します。

7 活動区域の変更や事務所を他県に移転した場合、どのような手続きが必要ですか。

政治団体がその「主たる活動区域」を変更したときや「主たる事務所の所在地」を都道府県間で異動したときには、それぞれ手続きが必要となります。

県選挙管理委員会への届出は、「主たる事務所の所在地」を宮城県内におく政治団体が次の事由を生じたときに必要となります。

(1) 活動区域の変更

① 県団体から全国団体へ

当該政治団体がその「主たる活動区域」を宮城県から全国等（2以上の都道府県の区域等）へ変更した場合には、県選挙管理委員会宛てに「届出事項等の異動届」を提出し、総務大臣宛てに全国団体としての「政治団体設立届」を提出することになります。

この場合、「政治団体設立届」には、政治団体の規約など県団体として届け出たときに添付

した書類のすべてが必要となります。また、当該団体が、資金管理団体に指定されているときには、全国団体としての「資金管理団体指定届」（宣誓書）を提出します。

② 全国団体から県団体へ

当該政治団体がその「主たる活動区域」を全国等（２以上の都道府県の区域等）から宮城県内へ変更した場合には、総務大臣宛てに「届出事項等の異動届」を提出し、県選挙管理委員会宛てに県団体としての「政治団体設立届」を提出します。

この団体が、資金管理団体に指定されているときには、県団体としての「資金管理団体指定届」（宣誓書）を提出します。

(2) 主たる事務所の所在地の異動

① 県団体が他の都道府県へ移転した場合

県団体が他の都道府県へ「主たる事務所の所在地」を移転したときは、県選挙管理委員会に「届出事項等の異動届」及び変更後の書類（綱領・規約等）を提出し、その後、移転先の都道府県選挙管理委員会へ「政治団体設立届」を提出します。

なお、当該団体が、資金管理団体に指定されているときには、県団体としての「資金管理団体届出事項の異動届」（宣誓書）を提出し、移転先の都道府県選挙管理委員会へ「資金管理団体指定届」（宣誓書）を提出します。

② 全国団体が他の都道府県へ移転した場合

「主たる事務所の所在地」が県内にある全国団体が、他の都道府県に「主たる事務所の所在地」を移転したときは、県選挙管理委員会又は移転先の都道府県選挙管理委員会のいずれかに「届出事項等の異動届」及び変更後の書類（綱領・規約等）を提出します。

なお、当該団体が、資金管理団体に指定されているときには、「資金管理団体届出事項の異動届」（宣誓書）を併せて提出します。

8 届出先及び届出期限等

(1) 届出先

政治団体の届出は、「主たる事務所の所在地」を所管する都道府県選挙管理委員会です。

宮城県内に「主たる事務所の所在地」がある政治団体は、全国団体及び県団体を問わず、すべて県選挙管理委員会又は地方支局（次ページの一覧を参照）へ届け出てください。（設立届及び異動届は、郵送によることなく直接持参して届け出てください。）

なお、市区町村の選挙管理委員会では、政治団体の届出事務を行っていませんので、注意してください。

(2) 届出期限（当該事由が発生した日の翌日から起算。【初日不参入】）

① 政治団体を組織し、又はある団体が政治団体となった日の翌日から7日以内（届出事項等の異動届及び資金管理団体の各種届出等を含む。）

なお、政治団体の設立の届出をする前に、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を

受け、又は支出することは、法第8条の規定により禁止されておりますので、注意してください。

② 政治団体を解散した日の翌日から30日以内(国会議員関係政治団体の場合は60日以内。)

(3) 届出様式

県選挙管理委員会又は最寄りの地方支局に備え付けてあります。

なお、県選挙管理委員会のホームページ (<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senkyo/>) にも掲載していますので、御活用ください。

(4) 届出先及びお問い合わせ先

名	称	所	在	地	電	話	番	号
宮城県選挙管理委員会事務局		仙台市青葉区本町3丁目8-1		宮城県行政庁舎内	022-211-2343			
"	大河原地方支局	柴田郡大河原町字南129-1		宮城県大河原合同庁舎 大河原県税事務所内	0224-53-3111(代)			
"	仙台南地方支局	仙台市太白区長町7丁目22-20		宮城県仙台南県税事務所内	022-248-2961(代)			
"	仙台中央地方支局	仙台市青葉区上杉1丁目2-3		宮城県自治会館 仙台中央県税事務所内	022-715-0621			
"	仙台北地方支局	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17		宮城県仙台北合同庁舎 仙台北県税事務所内	022-275-9112			
"	塩釜地方支局	塩竈市錦町5-28		宮城県塩釜県税事務所内	022-365-4191(代)			
"	北部地方支局	大崎市古川旭4丁目1-1		宮城県大崎合同庁舎 北部県税事務所内	0229-91-0701(代)			
		栗原市築館藤木5-1		宮城県栗原合同庁舎 北部県税事務所栗原地域事務所内	0228-22-2111(代)			
"	東部地方支局	石巻市あゆみ野5丁目7		宮城県石巻合同庁舎 東部県税事務所内	0225-95-1411(代)			
		登米市迫町佐沼字西佐沼150-5		宮城県登米合同庁舎 東部県税事務所登米地域事務所内	0220-22-6111(代)			
"	気仙沼地方支局	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6		宮城県気仙沼合同庁舎 気仙沼県税事務所内	0226-24-2530(代)			

9 政治団体の設立・異動・解散等の手続き

区 分		政 治 団 体 (法 3 ①)	政 党 の 支 部 (法 3 ②)	資 金 管 理 団 体 (法 1 9 ①)
設 立 又 は 指 定 届	届 出 期 限	組織の日又は政治団体となった日から7日以内 (法 6 ①)		指定から7日以内 (法 1 9 ②)
	届 出 義 務 者	団 体 (又は代表者) (法 6 ①) ※ 政策研究団体 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間において、政策研究団体を設立又は政策研究団体に該当する場合は、令和7年12月31日までに提出。		公職の候補者等 (法 1 9 ②)
	届 出 方 法	郵便によることなく、直接文書で (法 6 ①)		文書を提出 (法 1 9 ②)
	届 出 事 項	名称・目的・事務所の所在地・活動区域、代表者・会計責任者及び会計責任者の職務代行者それぞれの氏名・住所・生年月日・選任年月日、支部の有無、措置法(第41条の18)の適用の有無等。		公職の種類・団体名称・所在地・代表者の氏名及び指定年月日 (法 1 9 ②)
	添 付 書 類	規約・党則・綱領等団体の目的・組織・運営等を定めたもの。 措置法第41条の18の適用を受ける場合には、国会議員主宰団体等及び政策研究団体は「国会議員氏名届」、後援団体は「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出。	規約等・政党の状況等に関する届・支部証明書。	宣 誓 書 (法 1 9 ②)
	提 出 先	総務大臣届出団体は、県選挙管理委員会を経由して総務大臣へ、県届出団体は県選挙管理委員会又は地方支局。 (法 6 ①)		同 左 (法 1 9 ②)
届 出 事 項 等 の 異 動 届		異動の日から7日以内に提出。異動事項の新旧を記載し、関係書類(規約・党則・綱領・国会議員氏名届・被推薦書等)を添付。 提出義務者及び提出方法等は設立届と同様。 (法 7) (郵便によることなく、直接文書で提出) ※ 政策研究団体 令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間において、政策研究団体を設立又は政策研究団体に該当する場合は、令和7年12月31日までに提出。		異動の日から7日以内に提出。 異動事項の新旧。 (法 1 9 ③)
政治団体の解散届及び指定の取消届		解散(又は政治団体でなくなった)日から30日以内に提出(国会議員関係政治団体の場合60日以内)。 届出事項は、団体名称・事務所の所在地・代表者・会計責任者・解散年月日。添付書類は、解散日までの収支報告書(領収書等(写)を含む)。国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書も添付。 <u>提出義務者は、団体の代表者及び会計責任者であった者。ただし、団体の支部が解散した場合はその団体の本部も可。(法 1 7 ①, 法 1 8 ④)</u>		指定取消後7日以内にその旨届出る。 (法 1 9 ③)
収 支 報 告 書 の 提 出		前年分のすべての収入・支出を3月末日(国会議員関係政治団体の場合5月末日)までに会計責任者が提出する。 提出先は、設立届と同様。 領収書等(写)を添付する。国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書も添付。		政治団体と同一

注意：国会議員関係政治団体の場合は、14ページ以降も参照してください。

〔国会議員関係政治団体〕

1 国会議員関係政治団体の制度のねらい

政治資金の使途に対する国民の政治不信を払拭するため、平成19年12月に政治資金規正法の改正が議員立法として提案され、改正法が成立しました。この改正法の考え方は、国会議員が関係する政治団体の範囲を法律上明確にし、これに該当する政治団体に対して、「収支報告の適正の確保」と「透明性の向上」のために一定の義務を課すものです。

2 国会議員関係政治団体の範囲

以下①～④のいずれかに該当する場合は国会議員関係政治団体となります（①及び②重複あり）。

- ① 国会議員・候補者等（注）が代表者である資金管理団体及びその他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者等を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③ 政策研究団体（3号団体）
- ※ 令和7年10月1日以降、国会議員関係政治団体に該当。
- ④ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるものは1号団体とみなされます（みなし1号団体）

（注）「国会議員・候補者等」とは、現職の国会議員、国会議員の候補者及び国会議員の候補者となろうとする者となります。

3 国会議員関係政治団体の義務

国会議員関係政治団体に該当する場合は、以下の義務があります。

(1) 登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体が収支報告書を提出するときは、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会が備える名簿に登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けることが義務付けられます。また、収支報告書を提出するときは、政治資金監査の結果に基づき作成される政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません。

(2) 全ての支出の領収書等の徴収・保存

国会議員関係政治団体は全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。また、領収書等を徴し難い事情があったときは、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び金融機関が発行する振込明細書があるときは「振込明細書に係る支出目的書」を作成・保存しなければなりません。

ただし、金融機関が発行する振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。）は、当該振込明細書の写しをもって

支出の目的を記載した書面とすることができます。

(3) 収支報告書への明細の記載等

国会議員関係政治団体が収支報告書を提出する際には、人件費以外の経費で1件当たり1万円超の支出の明細を記載し、その支出（1件当たり1万円超）に係る領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

(4) 全ての支出を原則公開

国会議員関係政治団体については、収支報告書の要旨公表日から3年間、人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）について、開示請求がなされた場合、総務大臣又は県選挙管理委員会は、その開示対象の国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則20日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は県選挙管理委員会に提出します。

4 国会議員関係政団体の届出

政治団体が、その組織の日又は国会議員関係政治団体となった日から7日以内に、郵便によることなく文書で、その旨を規約・綱領等の写しを添付して、都道府県選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならないことは他の政治団体と同じです。

(1) 国会議員関係政治団体の新規設立

- ① 国会議員関係政治団体の1号団体の場合は、設立届に所定の事項を記入し、国会議員関係政治団体の区分及び代表者である公職の候補者に係る公職の種類を記入して提出します。
- ② 国会議員関係政治団体の2号団体の場合は、設立届に所定の事項を記入し、公職の候補者の氏名及び公職の種類を記入しますが、課税上の優遇措置の適用は「有」となりますので、国会議員の現職・候補者等から「被推薦書」ではなく「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受領し、設立届に添付して提出します。この「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」は、国会議員の現職・候補者等がその政治団体に対して通知するものです。このことから、あらかじめ、国会議員・候補者等の了承が必要となりますので、国会議員・候補者等との意思の一致を図った上で届け出を行ってください。
- ③ 国会議員関係政治団体の3号団体の場合は、設立届に所定の事項を記入し、当該政治団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類を記入します。

なお、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間において設立した場合は、令和7年12月31日までに届出を行ってください。

(2) 国会議員関係政治団体の届出事項の異動（既存団体）

- ① 既存団体が国会議員関係政治団体の1号団体に該当することとなった場合、その異動の日から7日以内に届出事項を記載した異動届を主たる事務所の所在地がある都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません。

- ② 国会議員関係政治団体の2号団体の場合は、異動の日（国会議員・候補者等から「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を受けた日）から7日以内に届出事項を記載した異動届を、この「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付して主たる事務所の所在地がある都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません。
- ③ 国会議員関係政治団体の3号団体の場合も、異動の日から7日以内に届出事項を記載した異動届を主たる事務所の所在地がある都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません。
- なお、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間において、国会議員関係政治団体の3号団体に該当することとなった場合は、令和7年12月31日までに届出事項を記載した異動届を主たる事務所の所在地がある都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません。
- ④ 既存の資金管理団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合、課税上の優遇措置の適用を「無」としていた団体は、1号団体に該当しますので、①の手続きと同様です。
- 課税上の優遇措置の適用を「有」としていた団体は、国会議員関係政治団体の1号団体及び2号団体の両方に該当しますので、②の手続きと同様に「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の添付が必要です。
- ⑤ 国会議員関係政治団体の代表者が国会議員・候補者等でなくなった場合は、国会議員関係政治団体の区分について、届出事項等の異動届を提出しなければなりません。この場合、国会議員関係政治団体の2号団体（1号及び2号の両方に該当する団体を含む）は、「国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知」の添付が必要です。
- ⑥ 国会議員・候補者等から平成19年法改正前に「被推薦書」を提出してもらい、課税上の優遇措置の適用を「有」にしていた団体が、「無」に異動する場合は、国会議員・候補者から「寄附金控除の適用の異動に係る公職者からの通知（44ページに参考様式）」を添付して届出事項等の異動届を提出してください。
- ⑦ 国会議員関係政治団体の区分以外（主たる事務所の所在地、代表者など）の異動届は、他の政治団体（資金管理団体を除く）と同様の手続きとなります。

(3) 国会議員関係政治団体の解散

- ① 国会議員関係団体が解散した場合は、解散した日から60日以内に解散の日現在の収支報告書（1件あたり1万円超の明細の記載、領収書等の写し及び政治資金監査報告書を添付したもの）及び解散届を提出しなければなりません。
- ② 国会議員関係政治団体が前年及び本年（2年間）の収支報告書を期限（翌年の5ヶ月以内）までに提出しなかった場合は、この期限を経過した日から政治団体としての届出をしていないものとみなされます。これらの団体は、この日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義であっても寄附を受けたり支出をすることができなくなります（法第17条第2項適用団体）。
- 再び政治活動のために、寄附を受け、又は支出をしようとするときは、一旦解散の手続きをとり、改めて前述の設立の届出が必要です。詳しくは、8ページを参照してください。

政治団体設立届

提出日 令和 年 月 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称	
事務所の所在地	
代表者の氏名	

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

(ふりがな)											本部がある場合その団体名称																					
名称																																
政治団体の 区分	☐ 政党の支部 ☐ 政党										国会議員 関係政治 団体の区分	☐ 政治資金規正法第19条の7 第1項第1号に係る 国会議員関係政治団体																				
	☐ その他の政治団体 ☐ 政治資金団体											☐ 政治資金規正法第19条の7 第1項第2号に係る 国会議員関係政治団体																				
	☐ その他の政治団体の 支部 ☐ 政治資金規正法第18 条の2第1項の規定に よる政治団体											☐ 政治資金規正法第19条の7 第1項第3号に係る 国会議員関係政治団体																				
目的	別紙のとおり										組織年月日(※)										令和		年		月		日					
主たる事務所の 所在地	郵便番号										電話番号										<左詰めで記載>											
	住所										建物番号等 番地以下																					
主たる 活動区域																																
代表者	ふりがな										電話番号																					
	氏名										生年月日										年号	明治・大正 昭和・平成	年 月 日									
	郵便番号																				選任年月日(※)											
	住所																				令和		年		月		日					
会計責任者	ふりがな										電話番号																					
	氏名										生年月日										年号	明治・大正 昭和・平成	年 月 日									
	郵便番号																				選任年月日(※)											
	住所																				令和		年		月		日					
会計責任者の 職務代行者	ふりがな										電話番号																					
	氏名										生年月日										年号	明治・大正 昭和・平成	年 月 日									
	郵便番号																				選任年月日(※)											
	住所																				令和		年		月		日					
支部の有無	☐ 有 ☐ 無										課税上の優遇措置の適用関係の有無										☐ 有 ☐ 無											
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に 係る国会議員関係政治団体										代表者である公職の候補者に係る公職の種類																						
										☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員										☐ 現職 ☐ 候補者等												
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体										受付印(本局)										受付印(支局等) 総務大臣所管団体												
公職の候補者の氏名										公職の候補者に係る公職の種類																						
ふりがな										☐ 衆議院議員 ☐ 現職																						
氏名										☐ 参議院議員 ☐ 候補者等																						
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体																																
当該政治団体を主宰する国会議員又は 主要な構成員である国会議員の氏名										左記の者に係る公職の種類																						
ふりがな										☐ 衆議院議員																						
氏名										☐ 参議院議員																						

※作成する際は、備考や記載例を参照してください。

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「本部がある場合その団体名称」欄に記載すること。
- 4 「□」内には、該当するものに「レ」を記載又は黒塗り「■」することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に記載するとともに、国会議員関係政治団体に該当する場合は、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも記載すること。
- 5 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体(以下「特定パーティー開催団体」という。)にあっては、政治団体とみなされることとなった日を記載すること。
- 6 「主たる事務所の所在地」欄の「住所」欄には、例えば、「仙台市青葉区中央一丁目〇番〇号」と、「建物名」欄には、「〇〇ビル〇〇号室」というように詳細に記載すること。
- 7 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあっては、例えば、「全国」、「東北各県」、「宮城県及び〇〇県」というように具体的に記載し、活動区域が宮城県内である政治団体にあっては、例えば、「宮城県」、「仙台市」、「〇〇町及び△△町」というように具体的に記載すること。
なお、特定パーティー開催団体にあっては、「青葉区中央一丁目〇番〇号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 8 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記載すること。
- 9 「代表者である公職の候補者の種類に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分及び現職又は候補者等の区分により、該当する「□」に記載すること。
- 10 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあっては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

記載例

政治団体設立届

届出書を持参した年月日
(設立日以降の届出となる)

提出日 令和 〇〇 年 4 月 1 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿下記の記載内容及び規約の
記載内容と一致していること。
(氏名・事務所の所在地等)

政治団体の名称 宮城太郎後援会

事務所の所在地 仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎3階

代表者の氏名 宮城 太郎宮城

代表者の押印,又は代表者本人の署名がなくても提出可能ですが,その場合は併せて委任状等をお持ちください。
また,窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承願います。政治資金規正法第6条第1項の規定により,下記のとおり届け出ます。
記

(ふりがな)	みやぎたろうこうえんかい		本部
名称	宮城太郎後援会		
政治団体の区分	☐ 政党の支部 ☐ 政党 ☐ その他の政治団体 ☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体の支部	国会議員関係政治団体の区分 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	
目的	別紙のとおり	組織年月日(※)	令和 〇〇 年 3 月 31 日
主たる事務所の所在地	郵便番号 980-8570 電話番号 022-211-2343	住所	仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎3階
主たる活動区域	宮城県		
代表者	ふりがな みやぎ たろう 氏名 宮城 太郎 電話番号 022-211-2343 生年月日 昭和 〇〇 年 8 月 20 日 郵便番号 981-0911	住所	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階
兼任可	ふりがな せんだい じろう 氏名 仙台 二郎 電話番号 022-248-0000 生年月日 昭和 〇〇 年 5 月 5 日 郵便番号 982-0000	住所	仙台市太白区〇〇4-3-2
兼任不可 別人である こと	ふりがな とうほく さぶろう 氏名 東北 三郎 電話番号 022-211-△△△△ 生年月日 平成 〇〇 年 2 月 28 日 郵便番号 981-△△△△	住所	仙台市青葉区△△3-4-5 仙台ビル567
会計責任者の職務代行者			
支部の有無	☐ 有 ☒ 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	☐ 有 ☒ 無
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員 ☐ 現職 ☐ 候補者等		
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名 公職の候補者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員 ☐ 現職 ☐ 参議院議員 ☐ 候補者等		
政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	当該政治団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名 左記の者に係る公職の種類 ☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員		

規約等と整合性が取れていること。(基本的にはいずれも同じ日付となる。)

・国会議員、宮城県知事・議会議員、仙台市長・議会議員の後援会等の場合、課税上の優遇措置の適用を受けることができます。(仙台市以外の市町村長・議会議員の後援会等は対象となりません。)
・優遇措置の適用を受けようとする団体は、あわせて「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出してください。

※作成する際は,備考や記載例を参照してください。

・政治団体を組織した日,又は政治団体となった日から7日以内に,郵送によることなく文書で届け出ること。
 ・政策研究団体(3号団体)を令和7年10月1日から令和7年12月31日までに設立した場合,令和7年12月31日までに届け出ること。

甲 野 一 郎 後 援 会 規 約

第1条（名称・所在地） ①

本会は、甲野一郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市におく。

第2条（目的）

本会は、甲野一郎氏を後援することにより県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。 ②

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	副会長	1 名	会計責任者	1 名
幹 事	若干名	監 事	2 名		

第6条（役員の選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額1, 200円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。 ③
- 2 会計責任者は、年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。 ④

【注 意】

上記は後援団体の場合の見本であり、様式は必ずしも決まっていますが、以下の事項は必ず定めてください。

- ① 名称及び所在地に関する規定
- ② 目的に関する規定
 - ア) 後援団体の場合は、被後援者の氏名の明記
 - イ) 非後援団体の場合は、政治的目的であることがはっきりわかる内容
- ③ 会計年度に関する規定
- ④ 規約の施行年月日に関する規定〔附則〕

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類 (該当するものを選択)	☐ 宮城県知事	☐ 宮城県議会議員	☐ 現 職 ☐ 候補者等
	☐ 仙台市長	☐ 仙台市議会議員	
	☐ その他の都道府県・指定都市		
	☐ () 首長(知事・長)	☐ 議会議員	
氏 名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)			
住 所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所でない)			
電 話 番 号 (左詰めで記載)			

私(私達)は、令和 年 月 日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

《備 考》

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「宮城県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「宮城県議会議員(候補者等)」の例により、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「宮城県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

記載例

被 推 薦 書

公職の候補者等が書類を作成した日
(当該政治団体の設立日以降の日付となる)

令和 ●● 年 4 月 1 日

政治団体の名称 宮城太郎後援会

代表者の氏名 宮城 太郎

公職の候補者等個人から政治団体の代表者宛ての書類となる。

殿

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、記載する住所や連絡先等は公職の候補者等個人のものとなる。
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

公 職 の 種 類 (該当するものを選択)	☐ 宮城県知事 ☒ 宮城県議会議員	☐ 現 職 ☒ 候補者等
	☐ 仙台市長 ☐ 仙台市議会議員 ＜その他の都道府県・指定都市＞ ☐ () 首長(知事・長) ☐ () 議会議員	
氏 名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)	宮城 太郎 宮城 印	
住 所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所でない)	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階	
電 話 番 号 (左詰めで記載)	0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 4 3	

団体の印ではなく、公職の候補者等個人の印であること。

私(私達)は、令和 ●● 年 3 月 31 日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

当該政治団体の設立日以降の日付となるので、設立届や規約等整合性が取れていること。

《備 考》

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「宮城県議会議員(現職)」, その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「宮城県議会議員(候補者等)」の例により、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「宮城県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。

届出事項等の異動届

提出日 令和 年 月 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

〔異動がある場合は異動後の名称等を記載すること。〕

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容
規定により、下記のとおり届け出ます。

に異動があったので、同法第7条の

記

異動事項	内 容		異動年月日	
政治団体の 名称	新	ふりがな 名 称	令和 年 月 日	
	旧	名 称	月 日	
主たる事務所の 所在地	新	郵便番号 電話番号 <左詰め> 住 所	令和 年 月 日	
	旧	住 所	月 日	
主たる 活動区域	☐ 宮城県から全国(2都道府県以上) ☐ 全国(2都道府県以上)から宮城県 ☐ その他 ()		令和 年 月 日	
代 表 者	新	ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所	令和 年 月 日	
	旧	氏 名 住 所	月 日	
会 計 責 任 者	新	ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所	令和 年 月 日	
	旧	氏 名 住 所	月 日	
会計責任者の 職務代行者	新	ふりがな 氏 名 郵便番号 住 所	令和 年 月 日	
	旧	氏 名 住 所	月 日	
国会議員関係 政治団体	新	☐ 1号団体 代表者の公職の種類 ☐ 衆議 ☐ 参議 (☐ 現職 ☐ 候補者等) ☐ 2号団体 候補者氏名(ふりがな) () 候補者の公職の種類 ☐ 衆議 ☐ 参議 (☐ 現職 ☐ 候補者等) ☐ 3号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名(ふりがな) 公職の種類 () ☐ 衆議 ☐ 参議 ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 年 月 日	
	旧	☐ 1号団体 代表者の公職の種類 ☐ 衆議 ☐ 参議 (☐ 現職 ☐ 候補者等) ☐ 2号団体 候補者氏名(ふりがな) () 候補者の公職の種類 ☐ 衆議 ☐ 参議 (☐ 現職 ☐ 候補者等) ☐ 3号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名(ふりがな) 公職の種類 () ☐ 衆議 ☐ 参議 ☐ 国会議員関係政治団体以外の政治団体	受付印(本局) 受付印(支局等) 総務大臣所管団体	
そ の 他	☐ 規約の異動(別添のとおり) ☐ 課税上の優遇措置の適用 (無 ・ 有) から (無 ・ 有) ☐ その他 ()		異動年月日	
			令和 年 月 日	

※作成する際は、備考や記載例を参照してください。

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、同項第3号に係る国会議員関係政治団体にあつては当該政治団体を主宰する国会議員又は主要な構成員である国会議員の氏名及びその者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

届出書を持参した年月日
(異動日以降の届出となる)

記載例

届出事項等の異動届

提出日 令和 〇〇 年 10 月 1 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

異動後の情報で記入すること。

政治団体の名称 宮城太郎後援会
事務所の所在地 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階
代表者の氏名 宮城 太郎 宮城

政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の
規定により、下記のとおり届け出ます。

代表者の押印、又は代表者本人の署名が
なくても提出可能ですが、その場合は併せて
委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承願います。

異動年月日はいずれも
届出日以前となる。

異動事項		内		記	
政治団体の 名称	新	ふりがな			
	旧	名称			
主たる事務所の 所在地	新	郵便番号	9 8 7 - 0 5 1 1	電話番号	0 2 2 0 - 2 2 - 6 1 1 3
	旧	住所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	建物名等	登米合同庁舎2階
主たる 活動区域	新	住所	仙台市青葉区本町3-8-1	建物名等	行政庁舎3階
	旧	住所	仙台市青葉区本町3-8-1	建物名等	行政庁舎3階
代表者	新	ふりがな			
	旧	氏名			
会計責任者	新	ふりがな	ひがしにほん しろ		
	旧	氏名	東日本 四郎		
会計責任者の 職務代行者	新	郵便番号	9 8 2 - 〇 〇 〇 〇	住所	仙台市太白区〇〇4-4-4
	旧	氏名	仙台 二郎		
国会議員関係 政治団体	新	1号団体 代表者の公職の種類	〇 衆議 〇 参議 (〇 現職 〇 候補者等)		
	旧	2号団体 候補者氏名(ふりがな)	()		
その他	新	3号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名(ふりがな)	公職の種類		
	旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体			
その他	新	1号団体 代表者の公職の種類	〇 衆議 〇 参議 (〇 現職 〇 候補者等)		
	旧	2号団体 候補者氏名(ふりがな)	()		
その他	新	3号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名(ふりがな)	公職の種類		
	旧	国会議員関係政治団体以外の政治団体			
その他	新	規約の異動(別添のとおり)	異動年月日		
	旧	課税上の優遇措置の適用 (無・有) から (無・有)	令和 〇〇 年 9 月 28 日		

※作成する際は、備考や記載例を参照してください。

・異動があった日から7日以内に、郵送によることなく文書で届け出ること。
・政策研究団体(3号団体)で令和7年10月1日から令和7年12月31日までに異動があった場合、令和7年12月31日までに届け出ること。

異動があった事項のみ、新旧を記入する。(異動のない事項の欄は記入しない)

主たる事務所の所在地が異動する場合、規約の異動も必要か確認すること。
また、規約の異動日と主たる事務所の移動日の整合性に留意すること。

旧の欄の記載事項は、以前の届出内容と一致すること。

別紙（異動届）

1 支部の数

新	
旧	

2 異動の内容

（設立した支部）

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			☐
			☐

（解散した支部）

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			☐
			☐

（異動があった支部）

支部の名称		名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新				☐
	旧				☐

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあった支部ごとにまとめて記載すること。
- 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「レ」を記載又は黒塗り「■」すること。
- 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

政治団体解散届

提出日 令和 年 月 日

総 務 大 臣
宮城県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日 に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

※以下、受付窓口で記入する。

資金管理団体の指定の有無	有 ☐	無 ☐	→ 指定「有」の場合は、資金管理団体の指定取消届等も併せて提出が必要。
提出を要する収支報告書	年分 から 年分 まで		→ 解散年の収支報告書のみ代表者の記名押印又は署名が必要。

《備 考》

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- この届出をする場合には、解散時点(解散年)までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書(収支報告書)を提出すること。

受 付 印 (本 局)	受 付 印 (支 局 等) 総 務 大 臣 所 管 団 体
---------------	------------------------------------

記載例

政治団体解散届

資金管理団体の指定がされている団体は、資金管理団体の指定取消届等も併せて届け出ること。

提出日 令和 ●● 年 1 月 10 日

総 務 大 臣
宮城県選挙管理委員会 殿

届出書を持参した年月日
(解散日以降の届出となる)

届出されている最新の
状況と一致すること。

解散又は政治団体でなくなっ
た日から30日以内(国会議員
関係政治団体は60日以内)に
届け出ること。

政治団体の名称	宮城太郎後援会
事務所の所在地	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階
代表者の氏名	宮城 太郎 宮城
会計責任者の氏名	東日本 四郎 東日本

代表者・会計責任者の押
印, 又は本人の署名がなく
ても提出可能ですが, その
場合は併せて委任状等を
お持ちください。
また, 窓口で身分証の確認
等させていただきますので
ご了承ください。

令和 ●● 年 1 月 5 日 に解散をしたので, 政治資金規正法第17条第1項に規定する解散届を提出すること。

※以下, 受付窓口で記入する。

解散日までの収支報告書の提出が必要となる。(解散年の収支報告書の宣誓日は, 解散日より後となるので留意すること。)

資金管理団体の指定の有無	有 ☐ 無 ☐	届等も併せて提出が必要。
提出を要する収支報告書	年分 から 年分 まで	→ 解散年の収支報告書のみ代表者の記名押印又は署名が必要。

《備 考》

- この用紙の大きさは, 日本産業規格A列4番とすること。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を, これらの者の代理人が届け出の場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし, 代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は, この限りでない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は, この様式に準じて行うこと。
- この届出をする場合には, 解散時点(解散年)までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書(収支報告書)を提出すること。

受 付 印 (本 局)	受 付 印 (支 局 等) 総 務 大 臣 所 管 団 体

受付		入力		告示日	
----	--	----	--	-----	--

資 金 管 理 団 体 指 定 届

提出日 令和 年 月 日

総 務 大 臣
宮城県選挙管理委員会 殿

公 職 の 種 類 (該当するものを選択)	☐ 衆議院議員	☐ 参議院議員	☐ 現 職 ☐ 候補者等
	☐ 宮城県知事	☐ 宮城県議会議員	
	☐ () 首長(知事・長)		
	☐ () 議会議員		
(選 挙 区)	選 挙 区		
氏 名 (公職の候補者等の 氏名※通称名不可)			
住 所 (公職の候補者等の 住所※団体の事務所でない)			
電 話 番 号 (左 詰 め で 記 載)			

令和 年 月 日 に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法
第19条第2項の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称	
2 主たる事務所の所在地	
3 代表者の氏名	

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 (公職の候補者等の 氏名※通称名不可)

受付印 (本 局)	受付印 (支 局 等) 総 務 大 臣 所 管 団 体
-------------	----------------------------------

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員 宮城県第〇区選挙区(現職)」「宮城県議会議員〇〇選挙区(現職)」, その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 東北選挙区(候補者等)」の例により、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等するとともに、選挙区欄に記載すること。

記載例

資金管理団体指定届

資金管理団体は、公職の候補者等が代表者となっている政治団体で、1つのみ指定が可能。

提出日 令和 ●● 年 4 月 1 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

届出書を持参した年月日
(指定日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、住所や連絡先等は公職の候補者等個人のものを記載すること。
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

当該政治団体の設立日以降の日付となるので、設立届や規約等と整合性が取れていること。

公職の種類 (該当するものを選択) (選挙区)	☐ 衆議院議員	☐ 参議院議員	☐ 現職
	☐ 宮城県知事	☒ 宮城県議会議員	☒ 候補者等
	☐ ()	首長(知事・長)	
	☐ ()	議会議員	
青葉		選挙区	
氏名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)	宮城 太郎(宮城)		
住所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所でない)	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階		
電話番号 (左詰めで記載)	022-211-2343		

令和 ●● 年 3 月 31 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます

届出されている公職の候補者等個人の住所と一致すること。

1 資金管理団体の名称	宮城太郎後援会
2 主たる事務所の所在地	仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎2階
3 代表者の氏名	宮城 太郎

資金管理団体に指定した日から7日以内に、文書で届け出ること。

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●● 年 4 月 1 日

宣誓した年月日
(指定日以降の日付となる)

氏名
(公職の候補者等の氏名※通称名不可)

宮城 太郎(宮城)

公職の候補者(=代表者)の押印、又は署名がなくても提出可能ですが、その場合は併せて委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承願います。

体

資金管理団体届出事項の異動届

提出日 令和 年 月 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

氏名 (公職の候補者等の 氏名※通称名不可)												
住所 (公職の候補者等の 住所※団体の事務所でない)												
電話番号 (左詰めで記載)												

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理
団体の名称

2 異動事項	新	旧	異動年月日	
公職の種類 (該当するものを選択)	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員		
	☐ 宮城県知事 ☐ 宮城県議会議員	☐ 宮城県知事 ☐ 宮城県議会議員		
	☐ () 首長(知事・長)	☐ () 首長(知事・長)		
	☐ 議会議員	☐ 議会議員		
	☐ 現職 ☐ 候補者等	☐ 現職 ☐ 候補者等	令和	年
(選挙区)	選挙区	選挙区	月	日
(ふりがな)			令和	年
資金管理団体の名称			月	日
(郵便番号)				
主たる事務所の所在地			令和	年
(電話番号)			月	日
(ふりがな)			令和	年
代表者の氏名			月	日

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名
(公職の候補者等の
氏名※通称名不可)

受付印(本局)	受付印(支局等) 総務大臣所管団体
---------	----------------------

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

記載例

資金管理団体届出事項の異動届

異動があった日から7日以内に、文書で届け出ること。

提出日 令和 ●● 年 10 月 1 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

届出書を持参した年月日
(異動日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、住所や連絡先等は公職の候補者等個人のものを記載すること。
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)	宮城 太郎 宮城
住所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所でない)	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階
電話番号 (左詰めで記載)	022-211-2343

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称 宮城太郎後援会

届出されている最新
の状況と一致すること。

異動年月日はいずれも
届出日以前となる。

2 異動事項	新	旧	効年月日
公職の種類 (該当するものを選択)	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員 ☐ 宮城県知事 ☒ 宮城県議会議員 ☐ () 首長(知事・長) ☐ () 議会議員	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員 ☐ 宮城県知事 ☒ 宮城県議会議員 ☐ () 首長(知事・長) ☐ () 議会議員	
(選挙区)	☒ 現職 ☐ 候補者等 選挙区	☐ 現職 ☒ 候補者等 選挙区	令和 2 年 9 月 28 日
(ふりがな)			令和 年 月 日
資金管理団体の名称			月 日
(郵便番号)	987-0511	980-8570	
主たる事務所の所在地	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階	仙台市青葉区本町3-8-1 行政庁舎3階	令和 2 年 9 月 28 日
(電話番号)	0220-22-6113	022-211-2343	令和 年 月 日
(ふりがな)			
代表者の氏名			

宣誓

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●● 年 10 月 1 日

氏名
(公職の候補者等の氏名※通称名不可)

宮城 太郎 宮城

資金管理団体の名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名に異動がある場合は、届出事項等の異動届も提出が必要。
(異動届との整合性に留意のこと。)

受付

公職の候補者(=代表者)の押印、又は署名がなくても提出可能ですが、その場合は併せて委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承願います。

資金管理団体指定取消届

提出日 令和 年 月 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

氏名 (公職の候補者等の 氏名※通称名不可)													
住所 (公職の候補者等の 住所※団体の事務所でない)													
電話番号 (左詰めで記載)													

令和 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称	
2 主たる事務所の所在地	

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名
(公職の候補者等の
氏名※通称名不可)

受付印(本局)	受付印(支局等) 総務大臣所管団体
---------	----------------------

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

記載例

資金管理団体指定取消届

届出書を持参した年月日
(取消日以降の届出となる)

提出日 令和 ●● 年 1 月 10 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、住所や連絡先等は公職の候補者等個人のものを記載すること。
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)	宮城 太郎 宮城
住所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所でない)	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階
電話番号 (左詰めで記載)	0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 4 3

令和 ●● 年 1 月 5 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、
政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称	宮城太郎後援会
2 主たる事務所の所在地	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同所舎2階

届出されている最新の
状況と一致すること。

資金管理団体の指定を
取り消した日から7日
以内に、文書で届け出る
こと。

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●● 年 1 月 10 日

氏名
(公職の候補者等の氏名※通称名不可)

宮城 太郎 宮城

公職の候補者(=代表者)の押印、又は署名がなくても提出可能ですが、その場合は併せて委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承ください。

受付印(本局)	受付印(支局等) 総務大臣所管団体
---------	----------------------

資金管理団体でなくなった旨の届

提出日 令和 年 月 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

氏名 (※備考参照)												
住所 (※備考参照)												
電話番号 (左詰めで記載)												

下記の政治団体は、令和 年 月 日に

- ☐ 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと
- ☐ 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと
- ☐ 解散したこと
- ☐ 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと
- ☐ 資金管理団体の届出をした者が死亡したこと

により

資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

1 資金管理団体の名称	
2 主たる事務所の所在地	

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名
(※備考参照)

受付印(本局)	受付印(支局等) 総務大臣所管団体

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 ()の「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」の該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()の「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」の「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」すること。

記載例

資金管理団体でなくなった旨の届

提出日 令和 ●● 年 1 月 10 日

総務大臣
宮城県選挙管理委員会 殿

届出書を持参した年月日
(資金管理団体でなくなった日以降の届出となる)

公職の候補者等個人が作成する書類となるので、住所や連絡先等は公職の候補者等個人のものを記載すること。
(政治団体の主たる事務所の所在地ではないので留意のこと。)

氏名 (※備考参照)	宮城 花子 ^{宮城}	
住所 (※備考参照)	仙台市青葉区上杉1-2-3 自治会館1階	
電話番号 (左詰めで記載)	0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 4 3	

下記の政治団体は、令和 ●● 年 1 月 5 日に

資金管理団体でなくなった日を記載し、その理由を選択する。

- ☐ 資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと
- ☐ 資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと
- ☐ 解散したこと
- ☐ 法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと
- ☒ 資金管理団体の届出をした者が死亡したこと

により 公職の候補者等が死亡の場合は、新たに選任された代表者が届出を行う。
(必ず代表者異動の届出が必要となるので留意のこと。)

資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出

記

1 資金管理団体の名称	宮城太郎後援会
2 主たる事務所の所在地	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎2階

届出されている最新の状況と一致すること。

宣

誓

書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 ●● 年 1 月 10 日

資金管理団体でなくなった日から7日以内に、文書で届け出ること。

氏名
(※備考参照)

宮城 花子^{宮城}

公職の候補者(又は新たに選任された代表者)の押印、あるいは署名がなくても提出可能ですが、その場合は併せて委任状等をお持ちください。
また、窓口で身分証の確認等させていただきますのでご了承ください。

受付印(本局)	受付印(支局等) 総務大臣所管団体
---------	----------------------

政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
宮 城 県 選 挙 管 理 委 員 会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本 支 部 を 支 部 と す る 政 党	名 称	
	主たる事務所の 所 在 地	
	主たる活動区域	
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		☐

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 3 1以上の市町村(特別区を含む)の区域(指定都市にあつては、その区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「レ」を記載又は黒塗り「■」すること。

支 部 証 明 書

政 党 の 支 部 の 名 称

主たる事務所の所在地

主 たる 活 動 区 域

上記の支部は、本政党の支部〔宮城県 市(区)(町)(村) を単位として設けられる支部〕であることを証明する。

令和 年 月 日

政 党 の 名 称

主たる事務所の所在地

代 表 者 の 氏 名

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1以上の市町村(特別区を含む。)の区域(指定都市にあつては、その区の区域)又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「本政党の(〇〇県〇〇市を単位として設けられる)支部」というように記載すること。
- 3 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類 (該当するものを選択)	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	☐ 現職 ☐ 候補者等
氏名 (公職の候補者等の 氏名※通称名不可)		
住所 (公職の候補者等の 住所※団体の事務所でない)		
電話番号 (左詰めで記載)		

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に 令和 年 月 日 から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要がありますので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

《備考》

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により、該当する「□」に「レ」を記載又は黒塗り「■」等すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

氏名 (公職の候補者等の 氏名※通称名不可)											印	
住所 (公職の候補者等の 住所※団体の事務所でない)												
電話番号 (左詰めで記載)												

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は

令和 年 月 日 に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員
関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要がありますので、同法第19条
の8第2項の規定により通知します。

《備考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

（参考様式）（課税上の優遇措置の適用に該当しなくなった旨の通知）

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類 (該当するものを選択)	☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員	☐ 現職 ☐ 候補者等
氏名 (公職の候補者等の氏名※通称名不可)		
住所 (公職の候補者等の住所※団体の事務所でない)		
電話番号 (左詰めで記載)		

貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しないため、同法第7条第1項の規定による届出をする必要があります。

国会議員氏名届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
宮城県選挙管理委員会

政治団体の名称

主宰者(主要な構成員)である衆議院議員又は参議院議員の氏名について、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	氏 名	衆議院議員又は参議院議員の別
主 宰 者 の 氏 名		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員
主 要 な 構 成 員 の 氏 名		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員
//		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員
//		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員
//		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員
//		☐ 衆議院議員 ☐ 参議院議員

《備 考》

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 衆議院議員又は参議院議員の職にある者についてのみ記載すること。
- 3 衆議院議員又は参議院議員が主宰する政治団体にあつては、「主宰者の氏名」欄に、また、衆議院議員又は参議院議員が主要な構成員である政治団体にあつては、「主要な構成員の氏名」欄に、当該衆議院議員又は参議院議員の氏名を記載すること。
- 4 主要な構成員が多数の場合には、別紙として添付すること。

委 任 状

私は、
（代理人の氏名）を代理人と定め、
下記事項を委任します。

記

○

（※例：収支報告書の提出）

年 月 日

住 所：

氏 名：

（届出の名義人（委任者）の署名又は記名押印）

(記載例)

委 任 状

私は、仙台 次郎を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

○届出事項の異動届の提出

○収支報告書の提出

令和〇年〇〇月〇〇日

住 所：仙台市青葉区上杉 1 - 2 - 3

氏 名：宮城 太郎 